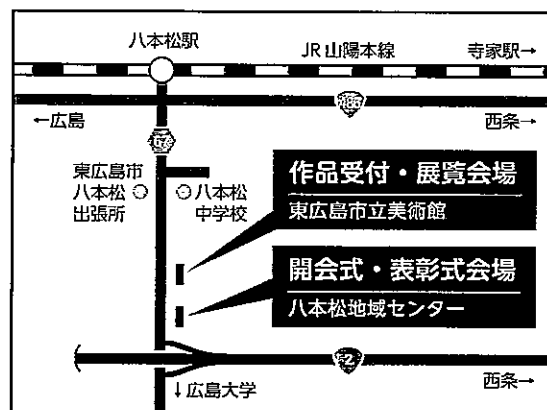


第32回 東広島市美術展 開催要項

1. 趣 旨 広く市民から美術作品を公募し、美術愛好者の創作活動の振興を図るとともに、鑑賞の機会を提供し、もって「文化の香る学園都市・東広島」の創造に寄与する。
2. 主 催 東広島市教育委員会
3. 後 援 中国新聞社、NHK広島放送局、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島エフエム放送、プレスネット、KAMONケーブルテレビ、FM東広島 89.7MHz
4. 会 場 東広島市立美術館（東広島市八本松南二丁目1番3号 TEL 082-428-5713）
5. 会 期 I期展《絵画》／令和2年1月18日(土)～1月26日(日)
II期展《書》／令和2年2月1日(土)～2月9日(日)
III期展《彫刻、工芸、写真、デザイン》／令和2年2月15日(土)～2月23日(日)
開館時間／午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
《初日1月18日は、表彰式終了後から入場できます》
休 館 日／月曜日
6. 入 館 料 I～III期各展 一般100円(70円) 大学生70円(50円) 高校生以下は無料
※()内は、20人以上の団体料金
7. 作品種目 絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインの6種目とします。
8. 展示作品 入賞作品及び入選作品、審査員招待作品
9. 応募資格 ① 東広島市内に在住、あるいは通勤・通学している人、または、制作活動の場が東広島市内にある人。ただし、学生・単身赴任者など市内を離れている人も出品できます。市外居住者の人は、市内の連絡先も住所欄にお書きください。
② 作品は、自己創作(書部門は臨書可)で、未発表(公募展で、展示していないもの)で売買契約のないものに限り、また、肖像権、著作権等について、抵触しないよう注意してください。
10. 応募点数 同一種目につき1人1点とします。
11. 出 品 料 1点につき1,200円とします。(大学生は600円、高校生以下は無料。学生証を受付時に提示してください。) おつりのないようお願いします。代理人による出品も可。(代理人による出品の場合は、出品者本人の学生証又は学生証の写しを受付時に提示してください。)

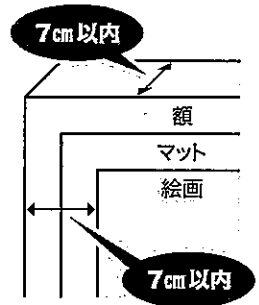
12. 審査 (1) 審査期間 令和元年12月3日(火)から12月7日(土)
- (2) 審査員 絵画 福原 匠一・友安 一成・重藤 嘉代
彫刻 正司 強・前川 義春
工芸 井戸川 豊・金城 一国斎
書 玖島 秀谷・杉岡 陽水・光野 梢・吉田 道子・夏目 暢子
写真 大村 博・瀬野 秀明
デザイン 桜田 知文・原仲 裕三
- (3) 審査結果の発表 審査結果は、出品者に直接通知します。電話等による問い合わせには応じかねます。
- (4) その他 ①応募規定に違反する作品は、審査の対象としません。また、審査後に違反の事実が判明した場合は、審査結果を取り消すことがあります。
②審査結果について出品者が異議を申し立てることはできません。
13. 表彰 (1) 入選作品のうち、優秀な作品に対して次の賞を授与します。
優 秀 賞 / 賞状・トロフィー・賞金(1万円)
奨 励 賞 / 賞状
- (2) 表彰式は、令和2年1月18日(土)10:00から、開会式とともに八本松地域センター(東広島市立美術館南隣)で行います。
14. 作品講評会 審査員による各種目の作品講評を行います。
I 期展《絵画》 / 令和2年1月18日(土) 10:40～
II 期展《書》 / 令和2年2月1日(土) 10:30～
III 期展《彫刻、工芸、写真、デザイン》 / 令和2年2月15日(土) 10:30～
15. 事務局
及び
問合せ先 東広島市教育委員会 生涯学習部 文化課 芸術振興係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 TEL 082-420-0977 FAX 082-422-6531

展覧会場 **東広島市立美術館**
〒739-0144 東広島市八本松南二丁目1番3号
TEL 082-428-5713



応募規定

(1) 種目及び規格 次に掲げる6種目の中から自分の作品に該当する種目を選んで出品してください。《※()内の数字の単位はcm》



① 絵画 (日本画、油彩画、アクリル画、水彩画、パステル画、版画、水墨画など)

大きさは、M20号 (72.7×50) 以上、S50号 (116.7×116.7) 以内とし、額縁をつけてください。額縁の幅はマットを含め7cm以内の細縁とし、厚さは7cm以内とします。ただし、版画作品は、マット幅の制限はありませんが、7cm以内の細縁とします。また、出品申込書に日本画、油彩画などの分野を記入してください。

② 彫刻 (彫刻、塑像、レリーフなど)

重量は100kg以内 (機器を使用しないで、展示可能なもの) とし、床面積4㎡以内で、高さ3m以内とします。また、組作品は2個までとします。レリーフは額装を含めて100cm×100cm以内とします。

③ 工芸 (陶芸、染織、金工、漆芸、木竹工、人形、ガラス、七宝、皮革、新素材など)

立体作品は、一辺100cm以内とし、付属物は付けないでください。平面作品は、S50号 (116.7×116.7) 以内で額装とし、額縁の幅は7cm以内の細縁とします。着物は縦・横の最大幅が200cm以内とします。なお、出品申込書に陶芸、染織、金工、漆芸などの分野を記入してください。

④ 書 (漢字、仮名、前衛など) ※「前衛など」とは、前衛、刻字、篆刻、調和体などです。

書は、3分野 (漢字・仮名・前衛など) の中からいずれか1分野を指定してください。(刻字・篆刻・調和体は「前衛など」部門とします。) なお、出品は書種目で1点とします。

作品は、額装とし、額寸法が122cm×122cm以内、あるいは182cm×61cm以内とします (巻物、屏風形式は出品できません)。出品申込書の名前の欄には本名を、雅号がある場合は、下段にご記入ください。書は釈文を付けてください。題名・釈文の漢字は常用漢字でご記入ください。

⑤ 写真

写真用紙サイズは、全紙 (450mm×550mm) 以上、全倍 (600mm×900mm) 以内で、プリントした作品をパネル貼りとし、額及びビニールは付けないでください。ただし、差し込み式のパネルを使い出品する場合は、確実に固定を行い、出品してください。組写真は、サイズ、枚数ともに自由としますが、前記の規格 (全紙以上、全倍以内) の写真用紙サイズ1枚にレイアウトしてください。また、パネルのサイズの上限は、800mm×1000mm以内とします。

※令和元年度からの変更点…応募作品の規格をパネルサイズから写真用紙サイズとしました。

⑥ デザイン (ポスター、イラストレーション、環境・建築デザイン、CG、映像など)

平面作品は、B全判 (103×72.8) またはB2判 (72.8×51.5) でパネル貼りとし、必ず表面にビニールを張ってください。模型などの立体作品は、重量200kg以内 (機器を使用しないで、展示可能なもの) で、床面積4㎡以内、高さ3m以内とします。また、組作品は2個までとします。

コンピューターグラフィックス (CG) 及び映像作品 (動画) は、1作品3分以内とします。なお、CG及び映像は、出品者が再生機器を用意してください (作品受付時と審査時及び展示の期間中)。

(2) 作品の搬入・受付

①日時／令和元年11月29日(金)～12月1日(日) 10:00～17:00

②場所／東広島市立美術館(東広島市八本松南二丁目1番3号)

※作品に添付するはりつけ用紙は、主催者側では添付いたしませんので、必ず出品者本人または責任ある代理人がはりつけてください。(はりつけ用紙には、必ず「本人」あるいは「委任を受けた代理人」のいずれかに☑をし、代理人の場合は名前を記入してください。)

(3) 応募上の注意

①出品申込書への記入は必ず黒または紺のボールペンでお願いします。

②額にはガラスを付けないでください(ビニール、アクリル張り可)。額と作品との釘付けは厳重にし、額裏に展示用の釘、ヒートンなどの突起物は付けないでください。なお、金属額縁の裏に付属している吊り金具ははずさないようにしてください。

③応募作品は、所定の出品申込書に出品料を添えて、作者本人または責任ある代理人が搬入してください。

④出品申込書は、文化課、美術館、中央図書館、各支所、各出張所、各生涯学習センター、芸術文化ホールくららに用意します。

⑤搬入・搬出の荷造費・運搬費・資料送付費など、出品にかかるすべての経費は出品者の負担とします。

⑥応募作品は慎重に取り扱いますが、不慮の事故については、主催者はその責任を負いません。

⑦退色・破損しやすい作品は出品できません。

⑧応募規定に違反する作品は、審査の対象としません。また審査後に違反の事実が判明した場合は、審査結果を取り消すことがあります。

⑨主催者は、展覧会の広報、資料作成及び広報誌等での紹介のため、入賞作品の写真撮影及び掲載ができるものとします。

(4) 作品の返還

①作品搬出(返還)日時

(ア) 選外作品 令和元年12月13日(金)～12月15日(日)

(イ) 入選作品 I期展 展示作品 令和2年1月28日(火)・29日(水)

II期展 展示作品 令和2年2月11日(火)・12日(水)

III期展 展示作品 令和2年2月26日(水)・27日(木)

時間はいずれも10:00～17:00

②作品搬出(返還)場所 東広島市立美術館

③応募作品の返還は、本人あるいは責任ある代理人が、指定期間内に「作品預かり証」と引き換えに搬出するものとします。

④「作品預かり証」を亡失またはき損したときは、すみやかに事務局(生涯学習部文化課)に申し出て再発行を受けてください。

⑤指定期間内に搬出されない作品の保全については、主催者は一切の責任を負いません。